

迷惑行為により 診療をお断りすることがあります

患者さん、職員の安全を守り、診療を円滑に行うために、
病院内での下記の迷惑行為を禁止いたします。
迷惑行為があった場合、診療を含む病院としての対応および
院内への立ち入りをお断りすることがあります。

また、必要に応じて警察への通報や顧問弁護士による
対応をさせていただきます。

済生会富山病院 院長

1. 犯罪行為、危険物の所持
2. 暴力行為、大声や奇声、暴言、威圧的・強迫的な言動・行為
もしくはその恐れが強い場合
3. 他の患者や病院職員への不必要な接触、卑猥な発言などの公然わいせつ行為および
ストーカー行為、プライバシーの侵害
4. 嫌悪の念を抱かせる言動及び行為
5. 飲酒(酒類の持ち込み)、喫煙、無断離院
6. 病院建物の破損、備品および物品の破損および無許可の持出し
7. 政治活動、勧誘行為、物品やサービスを宣伝・販売
8. 病院の許可がない撮影・録音・録画
9. 職員の指示・病院のルールに従わない行為
10. 過剰な要求・不当な要求
11. 診療への非協力的行為
12. 当院の業務の遂行に支障を生じさせる行為
13. 正当な理由なく病院敷地内に立ち入り、長時間留まる行為
14. 故意の診療費不払い
15. 社会通念上において不適切と判断される行為

